

令和7年12月12日（金曜日）

（会議第4日目）

応招議員

1番	澳本哲也	2番	浅野修一	3番	小松孝年
4番	山本牧夫	5番	宮川徳光	6番	宮地葉子
7番	矢野依伸	8番	水野佐知	9番	青木浩明
10番	吉尾昌樹	11番	矢野昭三	13番	濱村美香
14番	中島一郎				

不応招議員

12番 山本久夫

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	西村康浩
総務課長	佐田幸	企画調整室長	渡辺健心
情報防災課長	村越淳	住民課長	谷純大
環境政策室長	宮川智明	健康福祉課長	野村晃稚
農業振興課長	斉藤長久	まちづくり課長	徳廣誠司
産業推進室長	秋森弘伸	地域住民課長	河村美智子
海洋森林課長	今西和彦	建設課長	河村孝宏
会計管理者	國友広和	教育長	宮川雅一
教育次長	岡本浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 酒井真哉

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

5番 宮川徳光 6番 宮地葉子

令和7年12月第17回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和7年12月12日 9時00分 開議

日程第1 議案第42号から議案第57号まで

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 議案第58号から議案第69号まで

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第70号及び議案第71号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

●町長から提出された議案

議案第 58 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 59 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 60 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 61 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算について

議案第 62 号、令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について

議案第 63 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 64 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について

議案第 65 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 66 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について

議案第 67 号、令和 7 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について

議案第 68 号、令和 7 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算について

議案第 69 号、令和 7 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について

議案第 70 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第 71 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議 事 の 経 過

令和7年12月12日

午前9時00分開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

欠席者の報告を致します。

山本久夫君から欠席届が提出されましたので、ご報告致します。

また、このことに伴い、本日予定をしておりました一般質問は取り下げをすることとなりましたので、ご報告致します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第42号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第57号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の変更についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、吉尾昌樹君。

総務教育常任委員長（吉尾昌樹君）

それでは、令和7年12月議会の、総務教育常任委員会の委員長報告を行います。

本委員会に付託を受けた議案は、条例関係5件、専決処分2件、補正予算2件、協定の変更1件、計画の変更1件、計11件について、その審査の経過ならびに結果を報告致します。

本委員会は、副町長、教育長、担当課長出席の下、12月5日午前11時30分から午後2時45分まで委員会を開催し、慎重に審査致しました結果、本委員会に付託された議案について、全会一致で可決、承認すべきものと決しました。

これにより、審査の過程において議論された主な事項についてのみ、その概要を申し上げます。

まず、議案第42号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、国の進めている、自治体情報システムの標準化、共通化を行うために、住登外者のマイナンバーを管理するための条例改正です。

なお、本町では、システム稼働を12月22日から予定していると説明がありました。

議案第44号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については、児童福祉法の改正に伴う参照先の項の追加を解消するため、及び利用乳幼児の健康診査の内容を一部緩和するための条例改正です。

議案第45号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については、児童福祉法の改正に伴う参照先の項の追加等を解消するための条例改正です。

議案第46号、黒潮町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、議案第47号、黒潮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、上位法の規定に基づき、それぞれの事業を実施するために必要な基準を定めるための条例制定です。

議案第44号から議案第47号は、本会議での執行部の説明のとおりで、報告すべき質疑等はありませんでした。なお、これらの条例で規定される事業は、現在のところ当町で実施していません。

議案第48号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度黒潮町一般会計補正予算）、議案第49号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度黒潮町一般会計補正予算）は、本会議での執行部の説明どおりで、報告すべき質疑等はありませんでした。

議案第50号、令和7年度黒潮町一般会計補正予算については、まずは、予算書の23ページをお開きください。

3款民生費、3項児童福祉費、3目児童福祉施設費、12節委託料、私立保育所委託284万3,000円は、2名の追加分で、財源は6割が国庫支出金、2割が県支出金となり、現在、10名が町外の保育所等に通園していると説明がありました。

次に、ページ30ページをお願いします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、12節委託料、佐賀小学校プール改修工事設計監理委託96万8,000円、14節工事請負費、佐賀小学校プール改修工事757万9,000円は、佐賀小学校のプールの塗装剥離を改修するもので、来年度のプール開始までの改修予定で、繰越明許費となっております。

同じく、ページ30。

10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、1節報酬、部活指導員48万9,000円は、大方中学校の部活指導に係るものです。

委員より、指導員へのいじめ対策の講習等の有無について質問がありましたが、競技団体内で性暴力を含めた講習を行っているとの説明がありました。

議案第51号、令和7年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算については、働き方改革による時間外の抑制の必要について質疑がありました。

執行部からは、以前に比べると時間外も減っているが、今後の財政状況を考えると、業務の見直しなどによりさらに人件費を下げていく必要がある。また、健康管理については時間外が80時間を超えれば産業医に診てもらふなどの対策をとっている、との説明がありました。

議案第56号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて、議案第57号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の変更については、四万十市内に新食肉センターを建設するためにそれぞれ変更するもので、報告すべき質疑はありませんでした。

以上、総務教育常任委員会の報告を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長。矢野依伸君。

産業建設厚生常任委員長（矢野依伸君）

それでは、産業建設厚生常任委員会の委員長報告を行います。

今議会で本委員会に付託されました議案8件について、12月5日の本会議終了後、町長及び担当課長出席の

下、詳しく説明を受け、慎重に審査を行いました。

審査結果は、配付の委員会審査報告書に記載のとおりで、全議案とも全会一致で可決、承認に決しましたので、参照をお願いを致します。

それでは、議案ごとに報告を致しますが、委員会で特に質疑、意見のあった点について、主に報告を致します。

まず初めに、議案第 43 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。印鑑登録原票登録事項から、男女の別を削除すること。また、役場窓口交付の場合もコンビニエンスストアと同様に、本人であればマイナンバーカードで交付を受けることができる内容について、条例改正をするものであります。

委員から、窓口本人が来れず代理人の場合の扱いはどうなるかとの質疑に、代理人の場合はマイナンバーカードは使用できず、今までどおり印鑑登録証を預けてもらうことが必要との説明がありました。

次に、議案第 48 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算）専決第 2 号は、今年 9 月の台風 15 号によって被災を受けた農業用施設 1 件、及び公共度土木施設 1 件の災害復旧を行うための測量設計委託料、及び復旧工事費の専決処分で、また、議案第 49 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算）専決第 3 号については、町立水産関係等共同作業所の冷凍庫が経年劣化によって不具合が発生したために早期の修繕を必要とすることから、修繕料の専決処分であります。

よって、議案第 48 号、及び議案第 49 号の専決処分については、特段の質疑もなく、全会一致で承認するものと致しました。

次に、議案第 50 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算についてであります。本委員会に分割付託を受けた事項について、審査を行いました。

補正の主なものとするものとしては、職員の人事異動等による人件費の実績見込みによる予算措置がされております。

なお、23 ページ、4 款 1 項 6 目環境衛生費、18 節負担金補助及び交付金 120 万 7,000 円は、メス猫不妊手術推進事業補助金の計上であります。

委員から補助内容について質疑があり、執行部からは、県の制度改正が 11 月にあり、本年度に限って 4 月 1 日以降の手術についても遡及適用させるものとして、120 匹分を計上したとの説明がありました。

25 ページ。

6 款 2 項 2 目、林業振興費、12 節委託料であります。その中で、新たな森林管理システム調査委託料。311 万 3,000 円については、本谷地区の山林境界明確化事業において、当初の計画調査面積から面積が増加したことに伴い、事業の進捗を図る必要性から予算措置をするものであるとの説明がありました。

27 ページの 8 款土木費、3 項河川費、2 目がけくずれ対策、18 節の負担金補助及び交付金 75 万円の補正措置は、拳ノ川地区における県急傾斜事業であるとの説明に対し、委員から、個人の負担金はあるかとの質疑に、この本事業に伴う補正は町負担金分であって個人負担金はないとの説明がありました。

9 ページ。

第 2 表繰越明許費補正の追加であります。8 款土木費 1 億 9,298 万 4,000 円、及び 11 款災害復旧費 2,600 万円については、近年、県の方から未契約の繰り越しは、できる限り繰り越しをしないようとの指導があるため、今回の繰越明許費補正は 10 月の申請時点で支払いが完了していないものを含め計上しているとの説明がありました。

次に、議案第 52 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、議案第 53 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について、以上 2 議案につきましては、本会議場で説明のあったと

おりで、職員の人事異動等に伴う人件費の調整をしなければならぬものが主であり、委員からは特段の報告すべき質疑はありませんでした。

次に、議案第 54 号、令和 7 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算については、本会議で説明がありましたが、令和 6 年度の企業債借入の額が確定したことによって令和 7 年度に支払う利息に係る補正であるとのことであり、この議案については、委員からは特段の報告すべき質疑はありませんでした。

次に、議案第 55 号、町道路線の変更についてであります。開会当日に提案説明があったとおり、横浜改良住宅の建て替えに伴って町道横浜墓地線を延長する必要があり、その見直しによる変更であるとのことでありまして、委員からの特段の質疑はありませんでした。

以上、本委員会に付託を受けました議案 8 件につきまして、全議案とも全会一致で可決、承認すべきものとなりましたので、報告を致します。

以上です。

議長（中島一郎君）

これで、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、委員長の報告及び委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第 42 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 42 号の討論を終わります。

次に、議案第 43 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 43 号の討論を終わります。

次に、議案第 44 号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 44 号の討論を終わります。

次に、議案第 45 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 45 号の討論を終わります。

次に、議案第 46 号、黒潮町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 46 号の討論を終わります。

次に、議案第 47 号、黒潮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 47 号の討論を終わります。

次に、議案第 48 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算）の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 48 号の討論を終わります。

次に、議案第 49 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算）の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 49 号の討論を終わります。

次に、議案第 50 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 50 号の討論を終わります。

次に、議案第 51 号、令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 51 号の討論を終わります。

次に、議案第 52 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 52 号の討論を終わります。

次に、議案第 53 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 53 号の討論を終わります。

次に、議案第 54 号、令和 7 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 54 号の討論を終わります。

次に、議案第 55 号、町道路線の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 55 号の討論を終わります。

次に、議案第 56 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 56 号の討論を終わります。

次に、議案第 57 号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 57 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 42 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、黒潮町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号、黒潮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 49 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 50 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号、令和 7 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号、町道路線の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 2、議案第 58 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、議案第 69 号、令和 7 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也）

それでは、提案させていただきます議案第 58 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、議案第 69 号、令和 7 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての 12 議案につきまして、説明させていただきます。

提案させていただきます議案の内訳は、条例の一部改正が 3 件、補正予算が 9 件となっております。

これらの議案につきましては、国の人事院勧告に伴う対応を踏まえ、条例の改正を行うとともに、各会計における人件費の補正予算を提案するものでございます。

主な改定としましては、月例給として、民間給与との較差を埋めるため、今回は若年層に重点を置きつつも全職員に対する引き上げとなっており、当町におきましては、実給料月額の変定率3.59パーセントとなっております。

また、期末勤勉手当それぞれを、0.025月分ずつ引上げることとしており、年間4.60月から4.65月となっております。

通勤手当につきましては、現行の距離区分につきまして200円から7,100円までの幅で引き上げとなっております。

会計年度任用職員の給料表につきましても、一般職の職員の給料表に倣い、改正するものでございます。

それでは、議案第58号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例案は、令和7年11月11日付で、総務副大臣より地方公務員の給与改定等に関する取扱いについてにおいて、閣議決定がなされ人事院勧告の実施を求める旨の通知がありました。

これに伴い、人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告の趣旨に沿った対応を行うため、一般職の職員の給料月額及び期末勤勉手当と、会計年度任用職員の給料月額、また、拳ノ川診療所医師の初任給調整手当上限額を改定するための、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、及び黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の3つの条例を一括して改正するものでございます。

次に、議案第59号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の引用部分の規定が、今回の条例改正において改正されるため、それに合わせた規定にするものでございます。

次に、議案第60号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましても、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の引用部分の規定が、今回の条例改正において改正されるため、それに合わせた規定にするものでございます。

続きまして、各補正予算の説明をさせていただきますが、人件費の構成につきましては、歳出予算科目で報酬、給料、職員手当、共済費となっており、一般会計のみ各特別会計への繰出金を計上致しております。

歳入予算は、一般会計につきましては財政調整基金、特別会計におきましては一般会計からの繰入金を基本として収支の調整を行っております。

以後、各会計の補正予算を説明致しますが、補正予算の内容が同一であるため、各補正予算書の1ページのみの説明とさせていただきますのでご了承ください。

まず、議案第61号、令和7年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

一般会計補正予算第6号は、既決の予算に、歳入歳出それぞれ5,397万1,000円を追加し、総額をそれぞれ123億89万9,000円とするものでございます。

次に、議案第62号、令和7年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

給与等集中処理特別会計補正予算第2号は、既決の予算に、歳入歳出それぞれ3,962万円を追加し、総額をそれぞれ15億5,576万8,000円とするものでございます。

次に、議案第 63 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。
国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号は、既決の予算に、歳入歳出それぞれ 19 万 1,000 円を追加し、総額をそれぞれ 17 億 1,429 万 3,000 円とするものでございます。

次に、議案第 64 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。
国民健康保険直診特別会計補正予算第 2 号は、既決の予算に、歳入歳出それぞれ 97 万 5,000 円を追加し、総額をそれぞれ 7,604 万 7,000 円とするものでございます。

次に、議案第 65 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。
介護保険事業特別会計補正予算第 3 号は、既決の予算に、歳入歳出それぞれ 73 万 3,000 円を追加し、総額をそれぞれ 19 億 4,315 万円とするものでございます。

次に、議案第 66 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について説明させていただきます。
介護保険サービス事業特別会計補正予算第 2 号は、既決の予算に、歳入歳出それぞれ 59 万円を追加し、総額をそれぞれ 2,315 万 6,000 円とするものでございます。

次に、議案第 67 号、令和 7 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算第 1 号は、既決の予算に、歳入歳出それぞれ 24 万円を追加し、総額をそれぞれ 2 億 6,716 万 5,000 円とするものでございます。

次に、議案第 68 号、令和 7 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算について説明させていただきます。
情報センター事業特別会計補正予算第 1 号は、既決の予算に、歳入歳出それぞれ 41 万 4,000 円を追加し、総額をそれぞれ 1 億 1,656 万 5,000 円とするものでございます。

最後に、議案第 69 号、令和 7 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について説明させていただきます。
水道事業特別会計補正予算第 3 号は、既決予算の歳出のうち、上水道事業費用に 93 万円を追加し、上水道事業費用の合計を 3 億 698 万 2,000 円とするものでございます。

なお、各予算書の末尾には、それぞれの内容による給与費明細書を付けておりますのでご確認ください。

提案説明は以上でございますが、この後、条例の改正につきまして関係課長に補足説明をさせますので、慎重なご審議の下、適切にご決定を賜りますようお願い致します。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（佐田 幸君）

それでは、議案第 58 号から議案第 60 号までを、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 58 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、私の方からは、この条例の構成及び概要について補足説明をさせていただきます。

議案書は 2 ページ、条例案は 3 ページから、また、新旧対照表は参考資料の 1 ページから 20 ページに、それぞれ記載をしておりますので、ご参照ください。

この条例案は、人事院勧告の趣旨に沿った改正を行うものとして、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、及び黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の、3 つの条例を一括して改正するための条例案となっております。

主な改正内容としましては、月例給として民間給与との較差を埋めるため、若年層に重点を置きつつも全職員に対する引き上げとなっており、引き上げ率は平均で 3.59 パーセントとなっております。

また、期末、勤勉手当につきましてはそれぞれを 0.025 月分ずつ引き上げることとしておりまして、このこ

とにより、今年度4.60月であったものを4.65月に引き上げるものでございます。

通勤手当につきましては、現行の距離区分では、通勤距離で片道2キロメートル以上の職員に支給されていますが、そのうちの片道10キロ以上について、200円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

本条例改正の構成としましては、議案書3ページからの第1条では、令和7年4月1日に遡って適用する黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の内容について、7ページの第2条では、同条例の令和8年4月1日から施行する内容について定めるものとなっております。

同ページ第3条の、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、及び11ページ、第4条の黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例では、令和7年4月1日に遡って適用する、それぞれの内容について改正するものでございます。

それでは、概要について新旧対照表にてご説明させていただきます。新旧対照表の1ページをお開きください。

第1条黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の改正では、一般職の職員の通勤手当、期末、勤勉手当と、別表第1の給料表を改正するもので、1ページから2ページでは第13条において、通勤手当を片道10キロ以上の距離区分について、200円から7,100円までの幅で引き上げる改正となっております。

今回の改正に影響があるのは、86人となっております。

次に、3ページ中段から4ページにかけては、第22条、第23条で期末手当、勤勉手当の改正を規定し、それぞれに12月支給分について0.025月分ずつ引き上げる改定としており、今年度で言いますと、4.60月が4.65月に引き上げるものでございます。

4ページ下段から10ページにかけては別表第1を、右欄に記載のとおり、若年層に重点を起きつつも全職員に対する引き上げを行っており、平均の引き上げ率は3.59パーセント、1万円から1万2,000円の間での引き上げとなっております、正規職員184人に対応するものでございます。

11、12ページの第2条黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の改正では、期末手当、勤勉手当について、令和7年度は、12月分で調整をするように規定したものでしたが、令和8年度以降につきましては、平準化した割合により支給するよう改める規定となっております。年度内で支給する割合に変更はございません。

13から19ページにかけての、第3条黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正は、会計年度任用職員に係る行政職給料表を右欄に記載するものに改正をするものでございます。

この改正につきましては、一般職の職員の給料表に倣い改正するものとなっております、会計年度任用職員244名に対応をするものでございます。

20ページの第4条、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の改正では、国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に倣い、拳ノ川診療所医師の初任給調整手当について上限額の改正を行うものでございます。

議案書11ページにお戻りください。

附則第1項、第2項では、施行期日、適用期日を、附則第3項では給与の内払いを、附則第4項では規則への委任を、それぞれ規定するものでございます。

以上で、議案第58号の補足説明を終わります。

次に、議案第59号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は13ページ、条例案は14ページ、新旧対照表は参考資料の21ページになります。

この条例案は、今回、条例改正案を上程させていただきました議案第58号の、黒潮町一般職の職員の給与に

関する条例の改正部分を黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の中に引用しているため、改正案どおりの文言に改正するものとなっております。

この改正によって、期末手当の割合に変更はございません。

それでは、新旧対照表にてご説明させていただきます。新旧対照表の21ページをお開きください。

第1条の改正は、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例第22条第2項中の引用規定を、引用先の条例の規定に合わせた改正とするものでございます。

22ページの第2条の改正は、令和8年4月1日から施行する規定に合わせ、引用先の条例の規定に合わせた改正を行うものとなっております。

議案書14ページにお戻りください。

附則におきまして、施行期日、給与の内払い、規則への委任をそれぞれ規定をしております。

以上で、議案第59号の補足説明を終わります。

最後に、議案第60号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は15ページ、条例案は16ページ、新旧対照表は参考資料の23ページになります。

この条例案は、議案第59号と同様に、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の改正部分を黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の中に引用しているため、改正案どおりの文言に改正するものとなっております。

この改正によって、期末手当の割合に変更はございません。

新旧対照表の23ページをお願いします。

第1条の改正は、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例第22条第2項中の引用規定を、引用先の条例の規定に合わせた改正とするものでございます。

24ページの第2条の改正は、令和8年4月1日から施行する規定に合わせ、引用先の条例の規定に合わせた改正を行うものとなっております。

議案書16ページにお戻りください。

附則におきまして、施行期日、給与の内払い、規則への委任をそれぞれ規定をしております。

以上で、議案第60号の補足説明を終わります。議案第58号、第59号と併せまして、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第58号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

小松議員。

3番（小松孝年君）

質疑というか、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、これ人勸から来たものだと思いますが、これいつ口をおろしてくれたのか、おりてきたのか。

何でこういう質問するかというと、この最終日にかなり議案が増えてますので、その理由とか、それを聞きたいと思います。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（佐田 幸君）

それでは、小松議員のご質問にお答え致します。

町長の説明でございましたけれども、令和7年11月11日付で総務副大臣よりの地方公務員の給与、給与改定等に関する取り扱いについてが通知をされました。

その後、人事院勧告も出されましたけれども、詳細についての部分がなかなか町の方に届いておりません。

そのため、最終日の追加議案というふうになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号、黒潮町長等の給与及び病院に関する条例の一部を改正する条例についての質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第60号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号、令和7年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第61号の質疑を終わります。

次に、議案第62号、令和7年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第63号、令和7年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第63号の質疑を終わります。

次に、議案第64号、令和7年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 64 号の質疑を終わります。

次に、議案第 65 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 65 号の質疑を終わります。

次に、議案第 66 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 66 号の質疑を終わります。

次に、議案第 67 号、令和 7 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 67 号の質疑を終わります。

次に、議案第 68 号、令和 7 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 68 号の質疑を終わります。

次に、議案第 69 号、令和 7 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 69 号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、議案第 58 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 58 号の討論を終わります。

次に、議案第 59 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 59 号の討論を終わります。

次に、議案第 60 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 60 号の討論を終わります。

次に、議案第 61 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 61 号の討論を終わります。

次に、議案第 62 号、令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 62 号の討論を終わります。

次に、議案第 63 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 63 号の討論を終わります。

次に、議案第 64 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 64 号の討論を終わります。

次に、議案第 65 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 65 号の討論を終わります。

次に、議案第 66 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 66 号の討論を終わります。

次に、議案第 67 号、令和 7 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 67 号の討論を終わります。

次に、議案第 68 号、令和 7 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 68 号の討論を終わります。

次に、議案第 69 号、令和 7 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 69 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承ください。

初めに、議案第 58 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号、令和 7 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号、令和 7 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号、令和 7 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 3、議案第 70 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、及び議案第 71 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也）

それでは、提案させていただきます議案第 70 号、及び議案第 71 号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての 2 議案につきまして説明させていただきます。

まず、議案第 70 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明させていただきます。

現在、黒潮町の人権擁護委員は、6 名の方が法務省の委嘱を受け、活動をしていただいておりますが、村越豊年（むらこしとよとし）人権擁護委員が、令和 8 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。

引き続き再任候補者として、同氏を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町佐賀 3025 番地 2、村越豊年（むらこしとよとし）氏は、昭和 30 年 11 月 26 日生まれで、これまで人権擁護委員として、きめ細かな相談業務を務めていただき、信頼は厚く、人権問題の課題解決に取り組んでおられます。

町と致しましては、こういったことを踏まえ、村越氏が適任であると判断し、議会に提案させていただきました。

なお、任期につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日となっております。

ご承認のほど、よろしくお願い致します。

次に、議案第71号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明させていただきます。

これまで、法務省からの委嘱を受け、活動をしていただいております吉福猛（よしふくたけし）人権擁護委員が、令和8年3月31日をもって任期満了となります。

引き続き再任候補者として、同氏を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町出口175番地5、吉福猛（よしふくたけし）氏は、昭和33年8月8日生まれで、これまでも人権擁護委員として、きめ細かな相談業務を務めていただき、信頼は厚く、人権問題の課題解決に取り組んでおられます。

町と致しましては、こういったことを踏まえ、吉福氏が適任であると判断し、議会に提案させていただきました。

なお、任期につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日となっております。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、採決されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに、議案第70号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり、村越豊年君を適任とすることについて、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第70号は、原案のとおり、村越豊年君を適任とする意見を付することに決定しました。

次に、議案第71号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり、吉福猛君を適任とすることについて、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第71号は、原案のとおり吉福猛君を適任とする意見を付することに決定しました。

これで、採決を終わります。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査、及び調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配

布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也)

令和7年12月第17回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、本議会に提案させていただきました全ての議案につきまして、承認、可決をいただき、ありがとうございます。

本議会で賜りました意見を参考に、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長 (中島一郎君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和7年12月第17回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 10時 16分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

中島一郎

署名議員

宮川徳光

署名議員

宮地葉子